

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月26日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第8号

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市職員の旅費の支給に関する規則（昭和34年鈴鹿市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(旅費請求書及び精算期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第8条第2項に規定する期間は、出張を完了した日の翌日から起算して<u>7日</u></p> <p>(鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内とする。</p> <p>(私有自動車による出張の場合の旅費)</p> <p>第9条 条例第21条に規定する私有自動車による出張に係る旅費（以下「私有自動車賃」という。）は、路程に応じ1キロメートル当たり37円の定額により支給する。<u>ただし、路程が4キロメートル未満の場合は、私有自動車賃を支給しない。</u></p>	<p>(旅費請求書及び精算期間)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 条例第8条第2項に規定する期間は、出張を完了した日の翌日から起算して<u>5日</u></p> <p>(鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内とする。</p> <p>(私有自動車による出張の場合の旅費)</p> <p>第9条 条例第21条に規定する私有自動車による出張に係る旅費（以下「私有自動車賃」という。）は、路程に応じ1キロメートル当たり37円の定額により支給する。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、私有自動車賃を支給しない。</u></p>

<p>2 <u>前項本文</u>の場合において、路程は、現に要した路程により計算するものとし、その合計に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>3 <u>第1項本文</u>の規定により計算した私有自動車賃の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>(1) <u>前項の路程が4キロメートル未満の場合</u></p> <p>(2) <u>別表第1に掲げる同一地区内における出張の場合</u></p> <p>(3) <u>別表第2に掲げる地区への上張の場合(勤務場所が本庁舎(鈴鹿市庁舎管理規則(昭和47年鈴鹿市規則第14号)第2条第2号の本庁舎をいう。))の場合に限る。)</u></p> <p>3 <u>第1項</u>の場合において、路程は、<u>市内にあつては別表第1に掲げる路程に、市外にあつては現に要した路程により計算するものとし、その合計に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p> <p>4 <u>第1項</u>の規定により計算した私有自動車賃の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>
---	--

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。